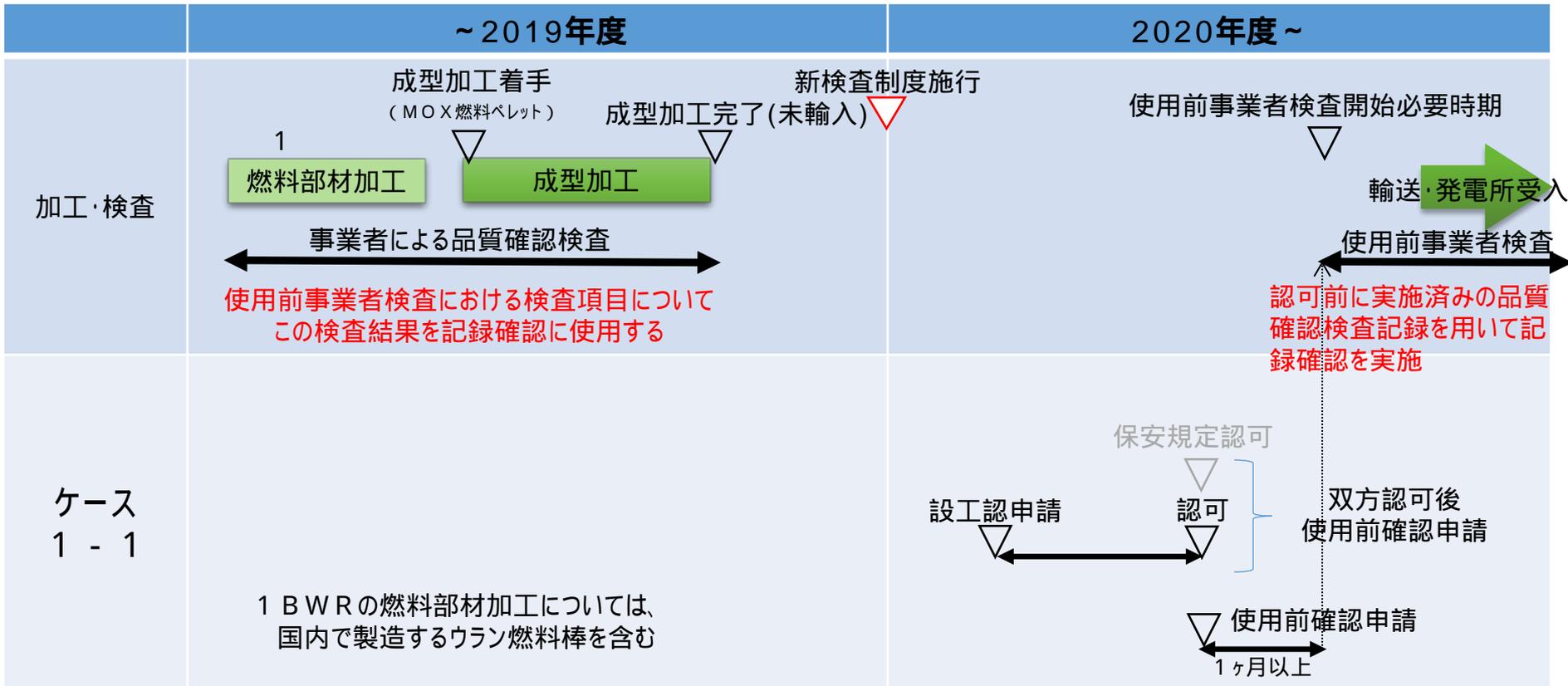


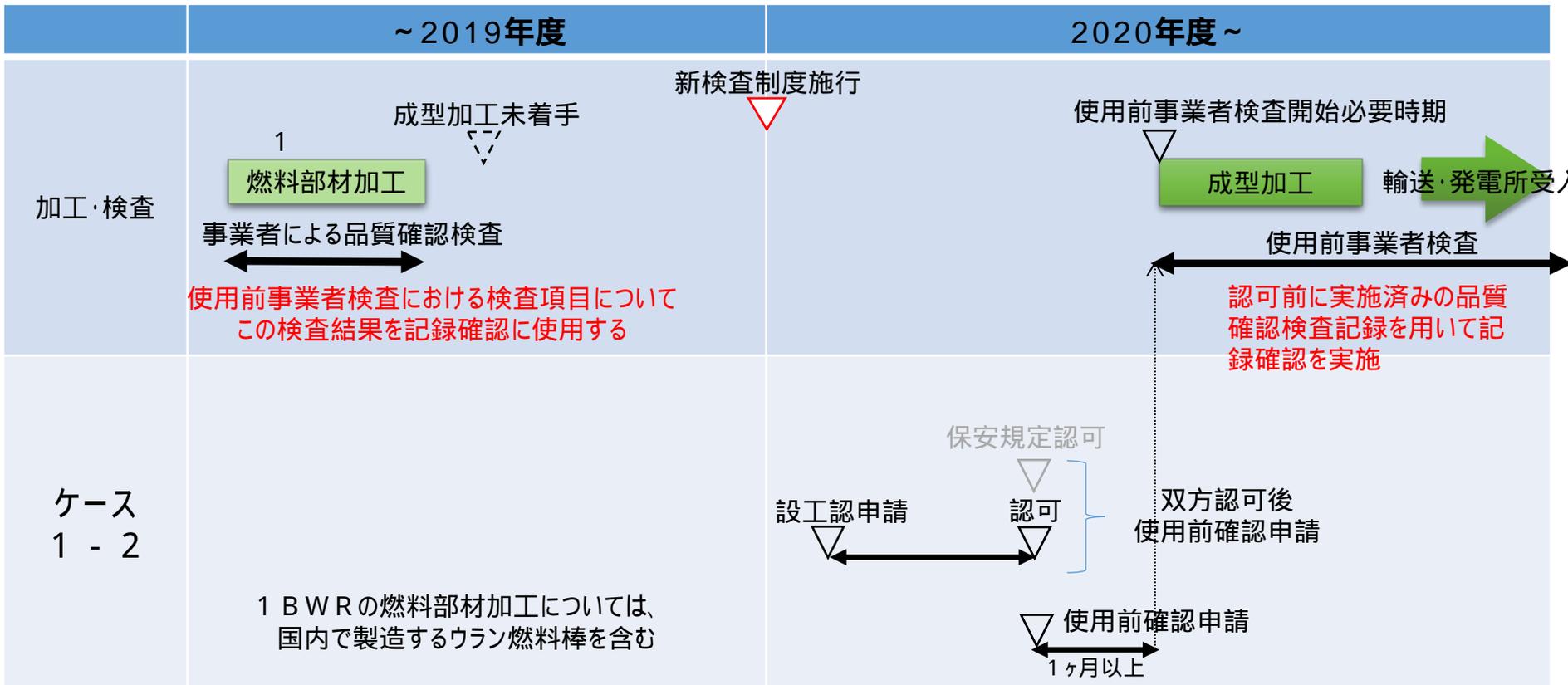
新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認に係る質問事項



ケース 1 - 1 . 2020年4月以前に部材・成型加工済みで未輸入 (輸入燃料体検査申請済)

- 使用前事業者検査項目のうち制度移行前に実施した品質確認検査項目についてはやり直すことができないことから、使用前事業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。
- 設工認本文に記載した仕様は基本的に使用前事業者検査対象となるが、品質確認では確認していない仕様も設工認本文に記載する予定であり、実施済みの品質確認記録を使用前事業者検査で扱える場合でも、一般的な使用前事業者検査と比較して検査項目に差が生じる。これらについては事業者による品質確認記録はないことから、使用前事業者検査の中でメーカーの検査記録を対象とした記録確認検査を行うが良いか。
- このケースで、設工認認可前に当該加工が完了しているが、炉規法上の工事の着手は適合性確認検査の開始であり、使用前事業者検査は設工認認可後に行われるため、認可前に着手していることにはならないと考えるが問題ないか。

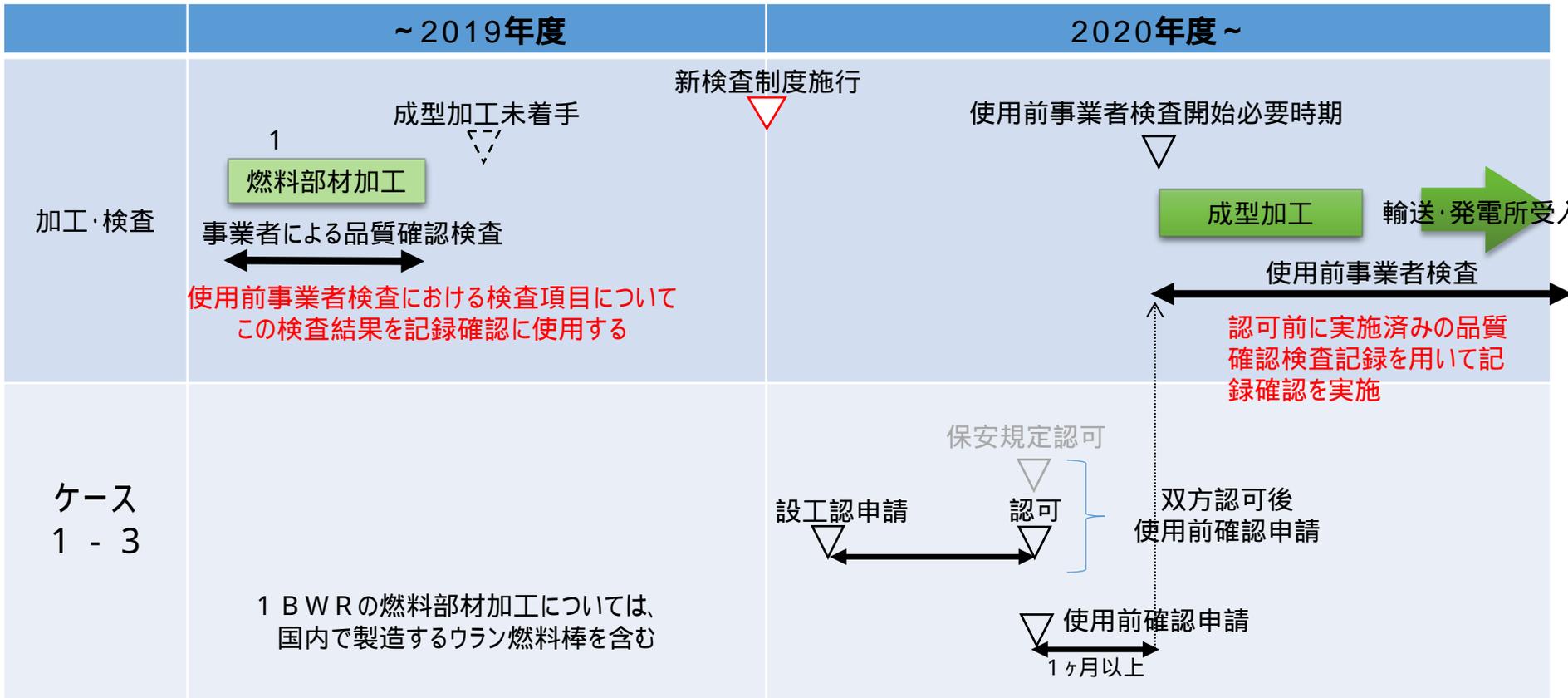
新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認に係る質問事項



ケース1 - 2 . 2020年4月以前に部材加工を行っているが成型加工未着手（輸入燃料体検査申請済）

- 使用前事業者検査項目のうち制度移行前に実施した品質確認検査項目についてはやり直すことができないことから、使用前事業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。
- 設工認本文に記載した仕様は基本的に使用前事業者検査対象となるが、品質確認では確認していない仕様も設工認本文に記載する予定であり、実施済みの品質確認記録を使用前事業者検査で扱える場合でも、一般的な使用前事業者検査と比較して検査項目に差が生じる。これらについては事業者による品質確認記録はないことから、使用前事業者検査の中でメーカの検査記録を対象とした記録確認検査を行うが良いか。
- このケースで、設工認認可前に燃料部材加工が完了しているが、炉規法上の工事の着手は適合性確認検査の開始であり、使用前事業者検査は設工認認可後に行われるため、認可前に着手していることにはならないと考えるが問題ないか。

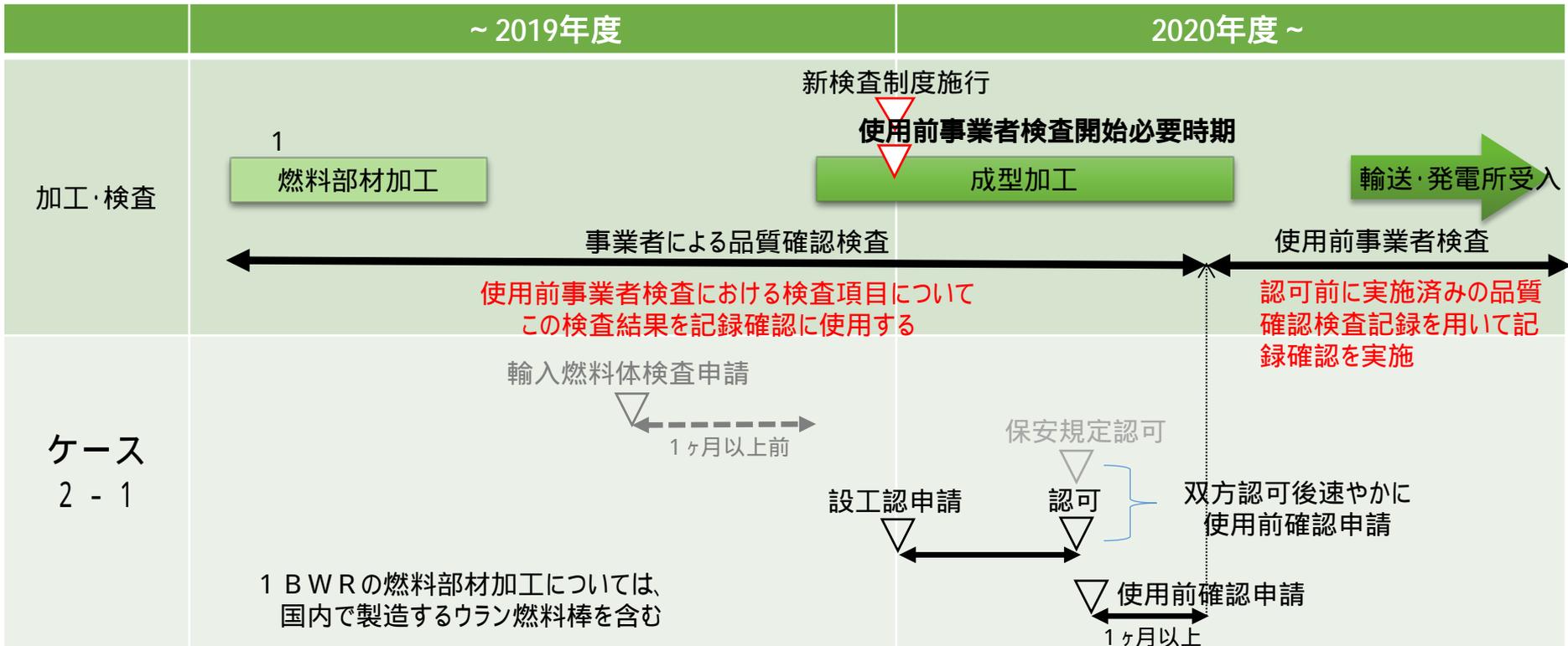
新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認に係る質問事項



ケース1 - 3 . 2020年4月以前に部材・ウラン燃料棒成型加工済み、MOX成型加工未着手（輸入燃料体検査未申請）

- 使用前置業者検査項目のうち制度移行前に実施した品質確認検査項目についてはやり直すことができないことから、使用前置業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。
- 設工認本文に記載した仕様は基本的に使用前置業者検査対象となるが、品質確認では確認していない仕様も設工認本文に記載する予定であり、実施済みの品質確認記録を使用前置業者検査で扱うことができる場合でも、一般的な使用前置業者検査と比較して検査項目に差が生じる。これらについては事業者による品質確認記録はないことから、使用前置業者検査の中でメーカーの検査記録を対象とした記録確認検査を行うが良いか。
- このケースで、設工認認可前に燃料部材加工が完了しているが、炉規法上の工事の着手は適合性確認検査の開始であり、使用前置業者検査は設工認認可後に行われるため、認可前に着手していることにはならないと考えるが問題ないか。

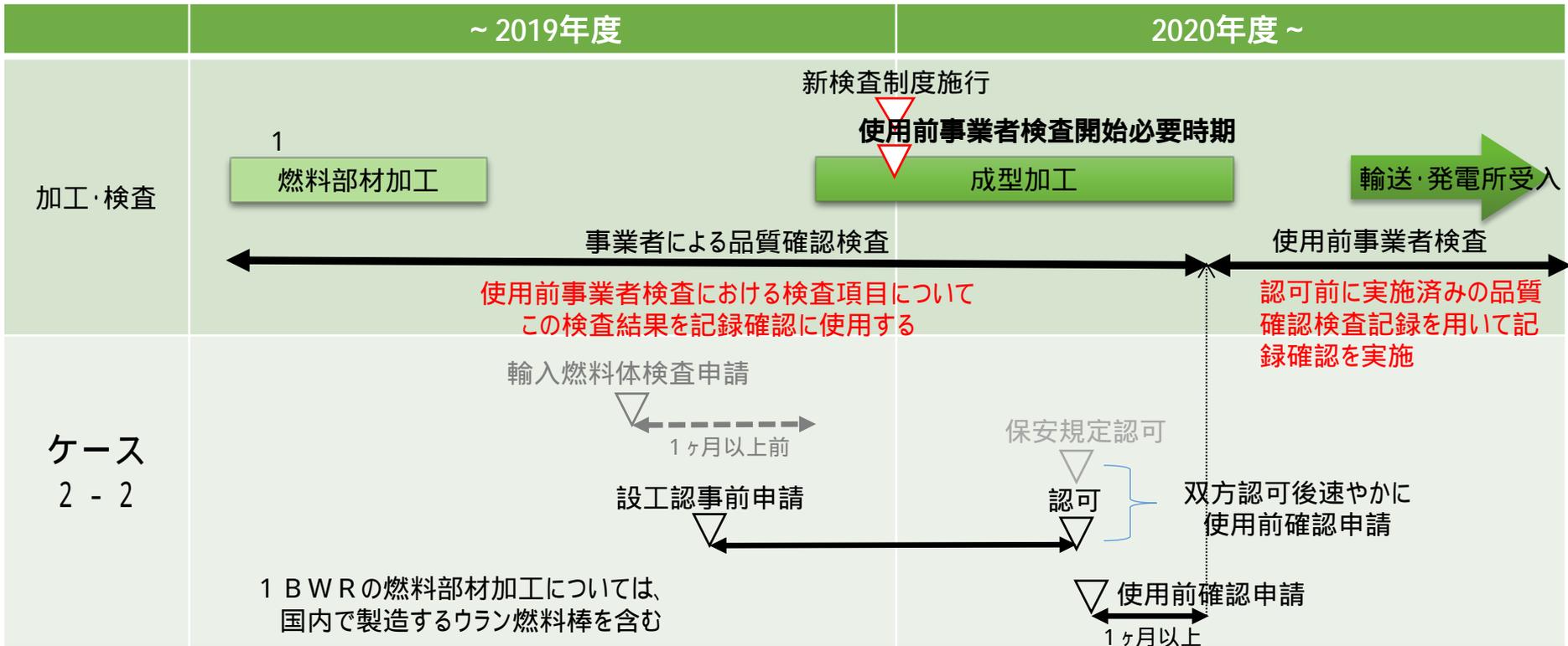
新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認に係る質問事項



ケース 2 - 1 . 成型加工着手が2020年4月以前で、加工が2020年4月をまたぐ（設工認申請が4/1以降）

- 使用前事業者検査項目のうち制度移行前に実施した品質確認検査項目についてはやり直すことができないことから、使用前事業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。
- このケースで、制度施行（4/1）以降に燃料体の個別設工認を申請するが、認可までの間に申請中の設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき実施した品質確認検査記録について、使用前事業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。このとき、認可時点で成型加工中の場合は、社内手続きの後、速やかに使用前確認申請を行い、初回の使用前事業者検査開始までの間に実施した品質確認検査記録についても、前述の記録確認による検査を行うが良いか。また、記録確認による検査を含む使用前事業者検査においては、加工の工程によらず検査を実施するが良いか。
- 設工認審査の結果、設工認申請時点から検査項目の追加等の補正があった場合、実施できない検査項目についてはメーカーの検査記録を対象とした記録確認検査を行うが良いか。
- このケースで、設工認認可前に当該加工が完了する場合もあるが、炉規法上の工事の着手は適合性確認検査の開始であり、使用前事業者検査は設工認認可後に行われるため、認可前に着手していることにはならないと考えるが問題ないか。

新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認に係る質問事項

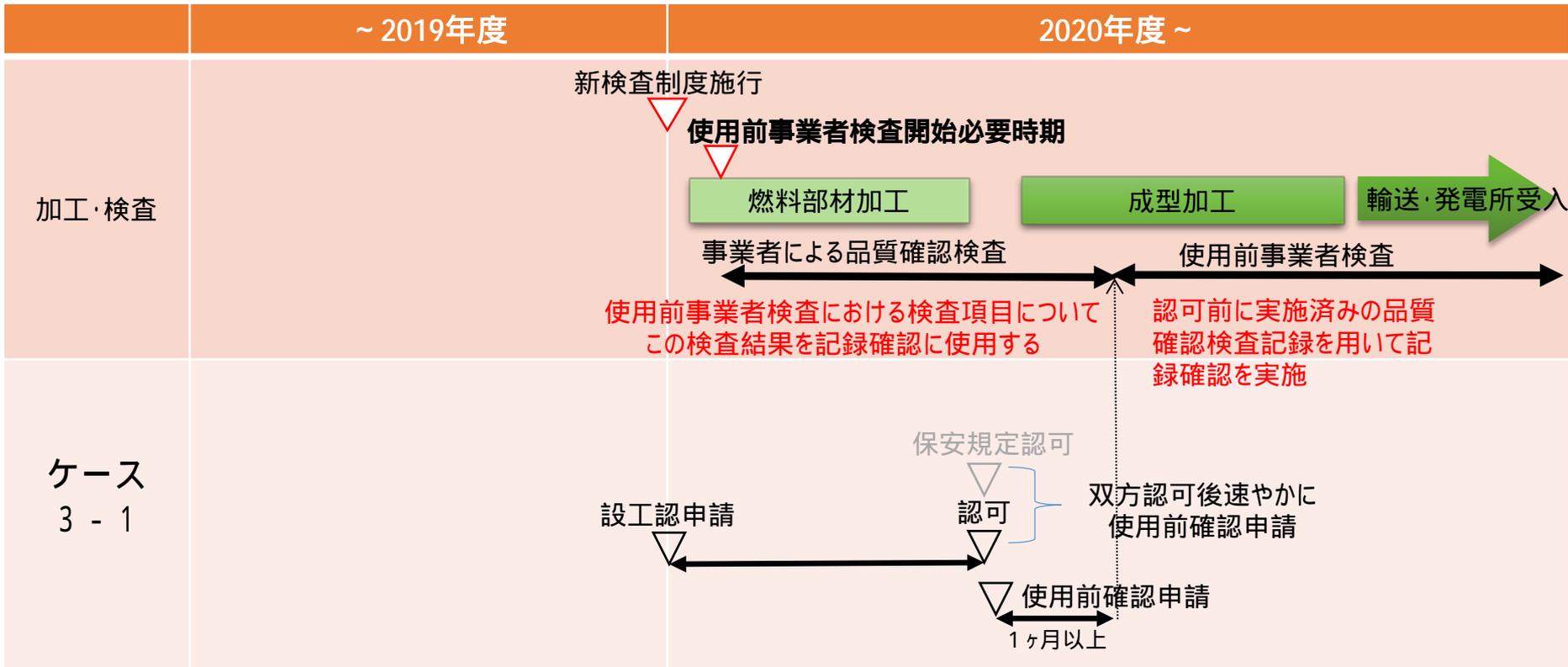


制度移行後は、申請した設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき品質確認検査を実施

ケース 2 - 2 . 成型加工着手が2020年4月以前で、加工が2020年4月をまたぐ（設工認申請が4/1以前）

- 使用前事業者検査項目のうち制度移行前に実施した品質確認検査項目についてはやり直すことができないことから、使用前事業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。
- このケースで、燃料体の個別設工認を事前申請したものについては、認可までの間に申請中の設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき実施した品質確認検査記録について、使用前事業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。このとき、認可時点で成型加工中の場合は、社内手続きの後、速やかに使用前確認申請を行い、初回の使用前事業者検査開始までの間に実施した品質確認検査記録についても、前述の記録確認による検査を行うが良いか。また、記録確認による検査を含む使用前事業者検査においては、加工の工程によらず検査を実施するが良いか。
- 設工認審査の結果、設工認申請時点から検査項目の追加等の補正があった場合、実施できない検査項目についてはメーカーの検査記録を対象とした記録確認検査を行うが良いか。
- このケースで、設工認認可前に当該加工が完了する場合もあるが、炉規法上の工事の着手は適合性確認検査の開始であり、使用前事業者検査は設工認認可後に行われるため、認可前に着手していることにはならないと考えるが問題ないか。

新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認に係る質問事項

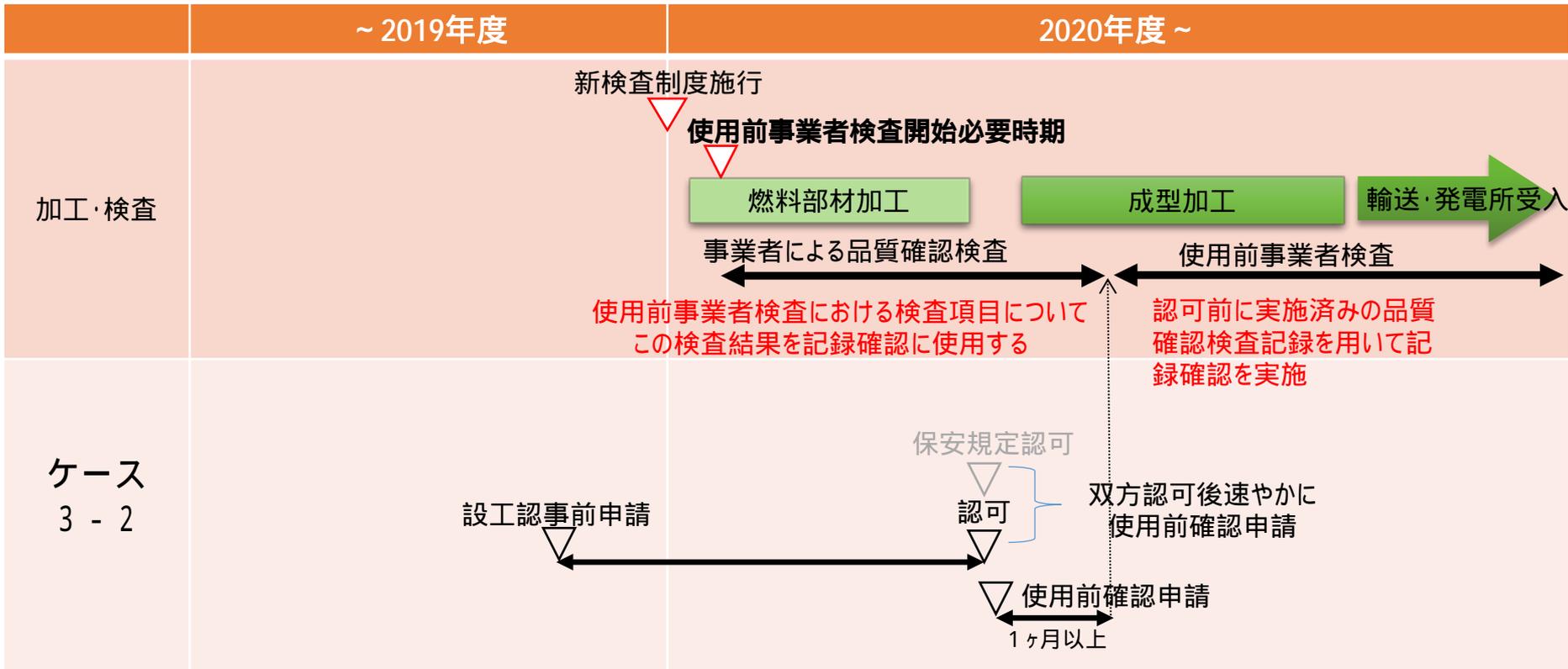


制度移行後は、申請した設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき品質確認検査を実施

ケース 3 - 1 . 燃料部材加工および成型加工着手が2020年4月以降で、2020年度の早い時期に使用前事業者検査を開始する必要がある（設工認申請が4/1以降）

- このケースで、制度施行（4/1）以降に燃料体の個別設工認を申請するが、認可までの間に申請中の設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき実施した品質確認検査記録について、使用前事業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。このとき、認可時点で成型加工中の場合は、社内手続きの後、速やかに使用前確認申請を行い、初回の使用前事業者検査開始までの間に実施した品質確認検査記録についても、前述の記録確認による検査を行うが良いか。また、記録確認による検査を含む使用前事業者検査においては、加工の工程によらず検査を実施するが良いか。
- 設工認審査の結果、設工認申請時点から検査項目の追加等の補正があった場合、実施できない検査項目についてはメーカーの検査記録を対象とした記録確認検査を行うが良いか。
- このケースで、設工認認可前に燃料部材加工が完了する場合もあるが、炉規法上の工事の着手は適合性確認検査の開始であり、使用前事業者検査は設工認認可後に行われるため、認可前に着手していることにはならないと考えるが問題ないか。

新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認に係る質問事項



制度移行後は、申請した設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき品質確認検査を実施

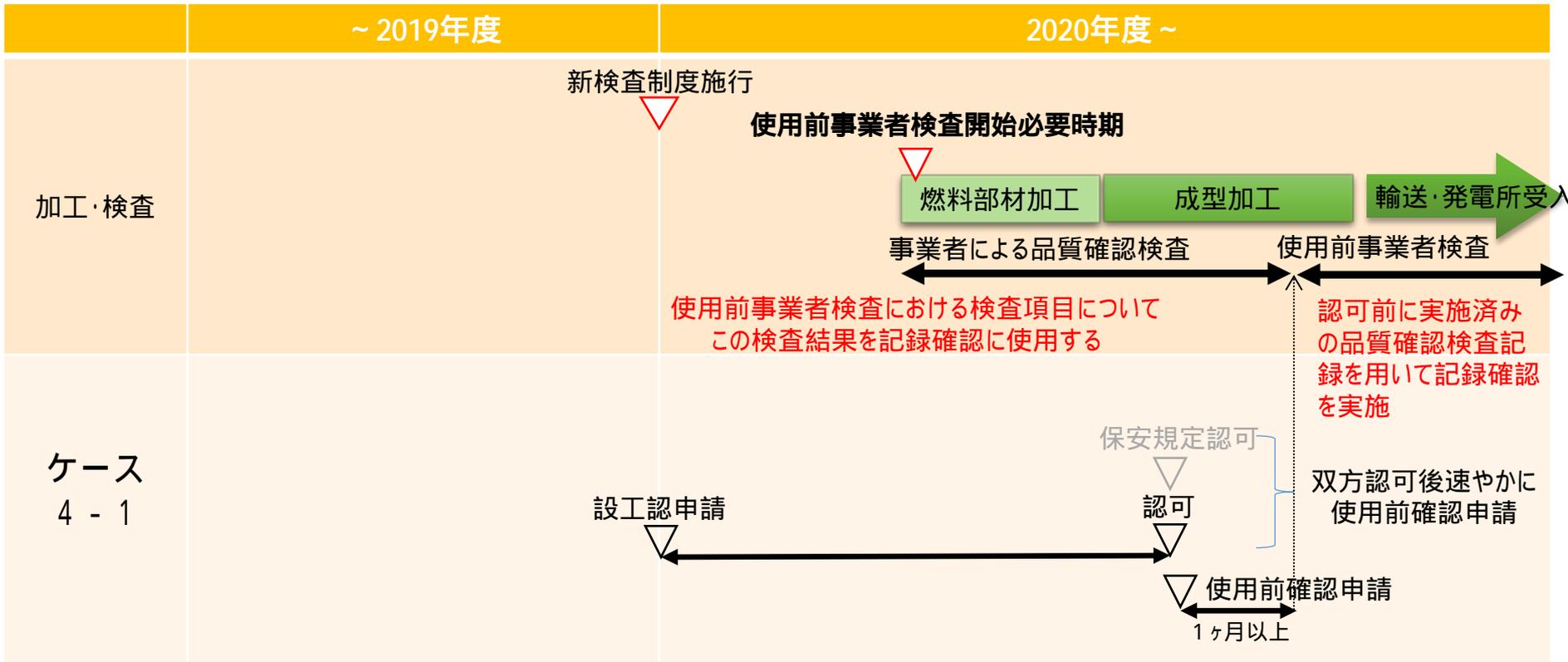
ケース3 - 2 . 燃料部材加工および成型加工着手が2020年4月以降で、2020年度の早い時期に使用前事業者検査を開始する必要がある（設工認申請が4/1以前）

○このケースで、燃料体の個別設工認を事前申請したものについては、認可までの間に申請中の設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき実施した品質確認検査記録について、使用前事業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。このとき、認可時点で成型加工中の場合は、社内手続きの後、速やかに使用前確認申請を行い、初回の使用前事業者検査開始までの間に実施した品質確認検査記録についても、前述の記録確認による検査を行うが良いか。また、記録確認による検査を含む使用前事業者検査においては、加工の工程によらず検査を実施するが良いか。

○設工認審査の結果、設工認申請時点から検査項目の追加等の補正があった場合、実施できない検査項目についてはメーカーの検査記録を対象とした記録確認検査を行うが良いか。

○このケースで、設工認認可前に燃料部材加工が完了する場合もあるが、炉規法上の工事の着手は適合性確認検査の開始であり、使用前事業者検査は設工認認可後に行われるため、認可前に着手していることにはならないと考えるが問題ないか。

新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認に係る質問事項

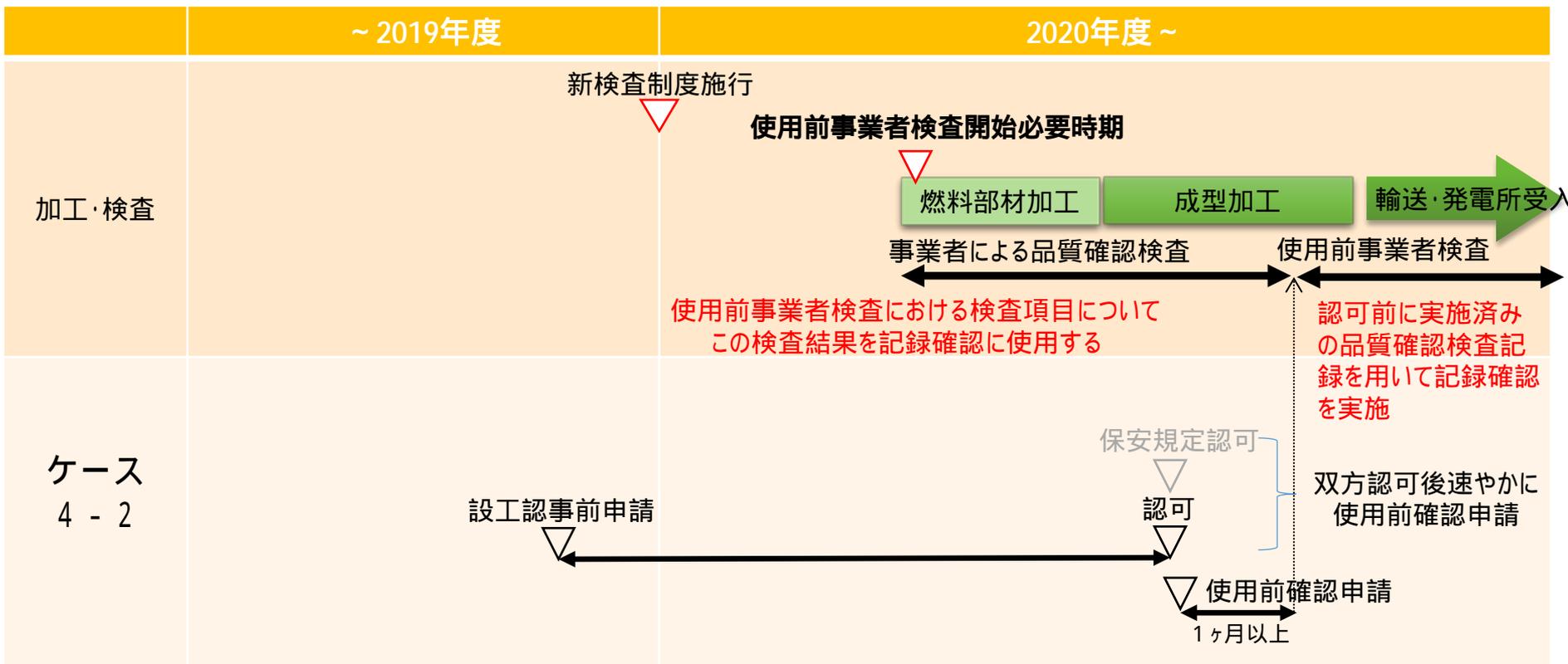


制度移行後は、申請した設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき品質確認検査を実施

ケース4 - 1 . 燃料部材加工および成型加工着手が2020年4月以降で、2020年度中に使用前事業者検査を開始する必要がある（設工認申請が4/1以降）

- このケースで、制度施行（4/1）以降に燃料体の個別設工認を申請するが、認可までの間に申請中の設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき実施した品質確認検査記録について、使用前事業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。このとき、認可時点で成型加工中の場合は、社内手続きの後、速やかに使用前確認申請を行い、初回の使用前事業者検査開始までの間に実施した品質確認検査記録についても、前述の記録確認による検査を行うが良いか。また、記録確認による検査を含む使用前事業者検査においては、加工の工程によらず検査を実施するが良いか。
- 設工認審査の結果、設工認申請時点から検査項目の追加等の補正があった場合、実施できない検査項目についてはメーカーの検査記録を対象とした記録確認検査を行うが良いか。
- このケースで、設工認認可前に燃料部材加工が完了する場合もあるが、炉規法上の工事の着手は適合性確認検査の開始であり、使用前事業者検査は設工認認可後に行われるため、認可前に着手していることにはならないと考えるが問題ないか。

新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認に係る質問事項



制度移行後は、申請した設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき品質確認検査を実施

ケース4 - 2 . 燃料部材加工および成型加工着手が2020年4月以降で、2020年度中に使用前事業者検査を開始する必要がある（設工認申請が4/1以前）

○このケースで、燃料体の個別設工認を事前申請したものについては、認可までの間に申請中の設工認記載の工事の方法等および保安規定を踏まえた社内標準に基づき実施した品質確認検査記録について、使用前事業者検査の中で立会検査に該当するものも含めて、品質確認検査記録を対象とした記録確認により検査を行うが良いか。このとき、認可時点で成型加工中の場合は、社内手続きの後、速やかに使用前確認申請を行い、初回の使用前事業者検査開始までの間に実施した品質確認検査記録についても、前述の記録確認による検査を行うが良いか。また、記録確認による検査を含む使用前事業者検査においては、加工の工程によらず検査を実施するが良いか。

○設工認審査の結果、設工認申請時点から検査項目の追加等の補正があった場合、実施できない検査項目についてはメーカーの検査記録を対象とした記録確認検査を行うが良いか。

○このケースで、設工認認可前に燃料部材加工が完了する場合もあるが、炉規法上の工事の着手は適合性確認検査の開始であり、使用前事業者検査は設工認認可後に行われるため、認可前に着手していることにはならないと考えるが問題ないか。